

教育支援検討委員会規約

(設置)

第1条 教務委員会規約第9条1に基づき、中部大学工学部都市建設工学科（以下「本学科」と称する）に教育支援検討委員会（以下「本委員会」と称する）を置く。

(職務ならびに目的)

第2条 本委員会は、他の2検討委員会（カリキュラム検討委員会ならびにFD検討委員会）とともに教育プログラムの評価・点検に関して密な連携を取りながら、本学科が設定する学習・教育目標を達成するための教育支援プログラムを点検するとともに、プログラムにて実施される各種取り組みに対する改善策を提案することを目的とする。本委員会での決定事項は教務委員会での協議（または教務委員会委員長への報告・承認）を経た後、学科会議へ付議する。

(組織)

第3条 本委員会は、JABEE担当教員1名および各学年担任教員の代表者4名をもって組織する。

第4条 本委員会に世話役を置く。世話役は、本委員会から1名互選する。

2 世話役に事故があるときは、あらかじめ世話役が指名した委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 世話役は、本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会が必要と認めたときは、本委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議内容)

第7条 教育支援プログラムでの各種取り組みに対する問題点を検討し、更なる改善策の提案を行う。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、他の2検討委員会（カリキュラム検討委員会ならびにFD検討委員会）の活動、あるいは都市建設工学科の活動に配慮した上で、必要に応じて開催する。

(情報の公開)

第9条 本委員会議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項があれば、これを別に定める。

(付則) 本規約は、平成18年4月5日から施行する。

2 本規約の改正は、学科会議の議を経ることとする。